

最近、プラットフォームという言葉をよく目にするようになった。検索、SNS、電子商取引(ショッピングモール、オークション、フリーマーケット)、コンテンツ(アプリマーケット)、決済等のサービスを通じて、第三者にビジネスの場を提供するIT企業である。

プラットフォームの事業では、そのサービスを利用する事業者・消費者が多くなるほど、利用者にとって収益機会や利便性が高まることから、独占化の傾向

進むプラットフォーム規制

アマゾン)という用語も広まっている。データ独占などにより競争上優位な地位にあるプラットフォームは、不正な取引行為に走りやすい面もある。

こうした特性を持つプラットフォームに対し、現在、各国でさまざまな観点からルール整備や規制が進みつつある。その第一は、競争政策による対応である。EUでは、巨大プラットフォームに対する監視・規制が強化されている。昨年7月には、Googleがスマホ向け基本ソフト「アンドロイド」を他の自社製アプリと抱き合わせ提供したとして、EU競争法に基づき5千億円を超える制裁金が課された。わが国の公正取引委員会も監視を強化している。

次いで発覚したフェイスブックに対しては、GDPRに基づく制裁金が課されるのか注目されている。米国では、同社のマーク・ザッカーバーグCEOが個人情報取り扱い等をめぐり連邦議会で証言を求められた。わが国でも、同社の「いいね」ボタンを使ったデータ収集等に関し、昨秋、個人情報保護委員会による行政指導が行われたところである。

競争・情報・消費者の

観点から

アマゾンジャパンに対しては、2016年と昨年、拘束条件付取引または優越的地位濫用の疑いで立入検査が行われた。アップルジャパンに対しても、国内携帯大手3社との契約に關し拘束条件付取引の疑いで一時審査が行われた。



名古屋経済大学特別教授
消費者問題研究所長

田口 義明

政策対応の第二は、個人情報保護の面からである。EUでは、昨年5月、「一般データ保護規則」(GDPR)が施行され、個人データの一層厳格な管理を求めるようになった。昨年、大量の個人データ流出が相

今やデータを制する者がビジネスを制する「データエコノミー」の時代。プラットフォームフォーマーをめぐる諸問題は、世界的な政策課題となっている。わが国政府は、専門検討会での検討・論点整理を踏まえ、昨年12月、プラットフォームに係るルール整備の基本原則を取りまとめた。今後、独禁法の強制調査権も活用しつつ、優越的地位濫用規制の適用、データの独占度も考慮した企業結合審査、データの移転・開放ルール策定など具体的措置が進められようとしている。

プラットフォームへの政策対応は、国内外で今年の大きな注目点といえよう。

たぐち・よしあき 消費者政策
・消費者法。東京大学法学部卒。
内閣府国民生活局長、国民生活センター理事などを経て現職。1951年生まれ。

